

事務連絡  
令和4年3月30日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課長

オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに  
積極的疫学調査の実施について

日頃から東京都の福祉保健行政の推進に対して、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、令和4年3月16日付厚生労働省事務連絡（以下「国通知」という。）が発出され、オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定等について、通知がありました。これを受けて、令和4年3月29日付感染症対策部長事務連絡（以下「都通知」という。）により東京都における実施方法を定めた旨、別添のとおり通知がありましたので下記のとおりお知らせします。

つきましては、別添の内容について、貴施設・事業所の従事者等への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 都通知の概要

通所系・訪問系サービス事業所について、国通知においては1（2）「事業所等（（3）及び（4）の施設を除く）」に区分されていますが、東京都においては1（3）「ハイリスク施設」に準ずる施設として扱います（都通知1（3）を参照。）。

よって、濃厚接触者の特定や行動制限の規定については、現行の取り扱いと変更ありません。その他詳細については、別添都通知を御確認ください。

### 2 留意事項

#### （1）障害福祉サービス施設・事業所等の区分について

都通知に定める障害福祉サービス施設・事業所等は次のとおりです。

<都通知1（2）に定める「ハイリスク施設」>

障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練

事業所、障害児入所施設、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

<都通知1（3）に定める施設>

居宅介護事業所、行動援護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立生活援助事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型・B型）事業所、就労定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所

（2）陽性者発生時の報告について

都通知1（2）ア及び（3）アに示されている「各施設等から報告を実施する。」については、従来どおり、令和3年5月12日付3福保障施第577号通知「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」に基づき報告をお願いいたします。

（3）都通知1（3）に定める施設における濃厚接触者への検査について

都通知1（3）に定める施設において、濃厚接触者となった貴施設の職員の方が、毎日の業務開始前に行う陰性確認のための検査についても、集中的検査に使用する検査キットをご活用いただけます。検査キットの申込みに係る詳細につきましては、後日お知らせします。